

注：

本資料はDeloitte & Touch LLPが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。日本語版については、有限責任監査法人トーマツにお問い合わせください。日本語版と原文に相違がある場合には、原文の記事事項を優先します。



## iGAAP in Focus サステナビリティ報告

TNFDは自然関連のリスク管理及び開示に関する最終提言を公表しました。

### 目次

本iGAAP in Focusは、自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) が2023年9月に公表した、自然関連のリスク管理及び開示に関する最終提言(バージョン1.0) (提言)の概要を示しています。

#### 背景

#### 自然及びビジネス理解の基礎

#### 要求される開示

#### 追加ガイダンス

#### 次のステップ

#### 詳細情報

- 2023年9月18日、TNFDは自然関連のリスク管理及び開示に関する最終提言(バージョン1.0)を公表しました。
- 提言は、企業が自然に関連する影響、依存関係、リスク及び機会の測定、管理、開示を開始するのを支援することを目的としています。
- これには、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) にて用いられてきた4つの柱、すなわちガバナンス、戦略、リスク及び影響管理、指標及び目標に基づいた、一連の推奨される開示が含まれています。
- それぞれの柱の中で、要求事項は4つの概念的な構成要素 (自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会) に基づいています。
- この提言には、自然関連の課題を評価及び管理し、自然関連の開示に情報を提供するための、TNFDのLEAPアプローチを示すガイダンスが添付されています。このアプローチは、4つのフェーズで構成されています (これらのフェーズの前に、組織の優先順位にかかる最初のスコープがあります)。すなわち、Locate(発見)、Evaluate(診断)、Assess(評価)、Prepare(準備)です。
- さらにTNFDは、バリューチェーンへの提案されたアプローチ (コメント期限は2023年11月30日まで) 及びセクター開示指標 (コメント期限は2024年2月29日まで) に関する協議のためのディスカッション・ペーパーを公表しました。また、自然影響度が高く、かつ依存度の高いセクターの範囲に関するセクターガイダンスを準備しており、COP28に間に合うように公表される見込みです。

詳細については、以下のWebサイトを  
をご参照ください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)

[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)

## 背景

TNFDは、進化する自然関連リスクについて組織が報告し、行動するためのリスク管理及び開示の枠組みを開発し、提供するために2021年に立ち上げられました。その最終的な目的は、世界の資金フローが自然に対する負の結果から正の結果へと移行することを支援することです。TNFDは、金融機関を含む組織が意思決定に自然を取り入れることを支援するための、世界的で、市場に指導され、科学に基づき、政府が支援するイニシアティブです。TNFDは、世界中の企業や金融機関の40人の上級幹部で構成されており、彼らは20兆ドル以上の資産運用と180カ国以上での事業とバリューチェーン展開を代表しています。TNFDは、1,200を超える組織のグローバルネットワークであるTNFDフォーラムにより支援されており、TNFDフレームワークの設計と開発に関する洞察と専門知識を提供しています。

TCFDと同様、TNFDは基準ではなく、リスク管理及び開示のためのグローバルな枠組みを開発しました。

要求事項は、TCFD提言、気候変動開示基準委員会 (CDSB、現在はIFRS財団に統合)、グローバル・レポーティング・イニシアティブ (GRI)、及び欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) を取り入れています。TNFDの活動は、自然関連の基準設定における現在の開発に反映させることを目的としています。

## 見解

国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) は、アジェンダの優先事項に関する第1回協議の一環として、生物多様性、生態系、生態系サービスに関する研究プロジェクトを追加することについて意見を求めました。

気候及び自然の関連性について寄せられたフィードバックに基づき、ISSBはIFRS S2号 気候関連開示を補完するための将来の強化を再検討します。これには気候レジリエンス移行における自然生態系及び人的資本の側面に関するものを含みます。

これを実現するために、ISSBは、現在のベストプラクティス及び考え方に基づいた市場主導のイニシアティブの作業を基礎とするアプローチと一貫した、TNFDの活動及び、投資家の情報ニーズに関連する他の既存の自然関連基準及び開示を検討します。

## 自然及びビジネス理解の基礎

### 自然を理解する

自然とは、人を含む生物の多様性や相互作用、環境を重視した自然界のことです。

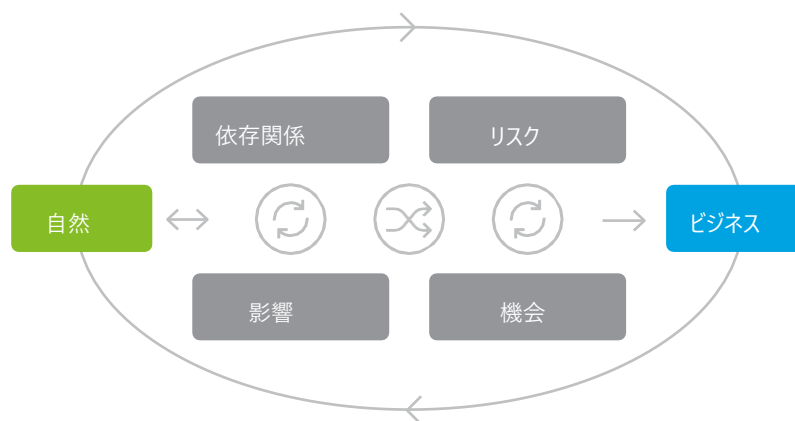
TNFDは、自然を陸、海、淡水、大気の4つの領域に分けています。これらは自然界の主要な構成要素であり、その組織及び機能が根本的に異なります。4つの領域は、組織や人々が自然にどのように依存し、影響を与えているかを理解するための入り口を提供します。

生物多様性とは、陸上、海洋、その他の水生生態系及びそれらが属する生態系複合体を含むすべての発生源からの生物間の変動性と定義されます。これには、種内の多様性、種間の多様性、生態系の多様性が含まれます。

## 自然関連の課題

組織は自然に依存し影響を与えます。それらは自然関連リスク及び機会を生み出します。これらの4つの概念は、TNFDによって総合して自然関連の課題と呼ばれ、次のものが含まれます。

自然に対する組織の依存性	依存関係とは、組織が機能するために依存している環境資産及び生態系サービスの側面です。
組織によって引き起こされた、または貢献した自然への影響	影響とは、自然の状態（質または量）の変化を指し、社会的及び経済的機能を提供する自然の能力に変化をもたらす可能性があります。これらの影響は、正の場合もあれば負の場合もあります。
依存関係及び影響に起因する組織のリスク	自然関連リスクとは、組織及び社会の自然への依存と影響から生じる、組織にもたらされる潜在的な脅威です。自然関連リスクは、物理的リスク、移行リスク、およびシステミックリスクとして区別することができます。
自然への正の影響または負の影響の緩和を通じて自然に利益をもたらす組織のための機会	自然関連の機会は、自然への正の影響または負の影響の緩和を通じて、組織及び自然に正の成果を生み出す活動です。自然関連の機会は、ビジネスパフォーマンス(すなわち市場、資本フロー及び資金調達、資源効率、製品及びサービス、評判資本)に関連するものと、サステナビリティパフォーマンス(すなわち、自然資源の持続可能な利用、生態系の保護、回復及び再生)に関連するものとを区別することができます。これら2つの分類は相互に排他的ではありません。



組織のリスク及び機会を評価するためには、自然に対する依存関係及び影響を評価することが不可欠です。開示は、自然関連の4つのタイプの問題と、それに対する組織の対応を対象とすべきです。

### 見解

TNFDは、TCFDが採用したアプローチと一貫して、物理的（急性及び慢性を含む）及び移行リスクを定義します。TNFDはまた、システミックリスクを導入し、個々の部分の不具合ではなく、自然システム全体の故不具合から生じる組織へのリスクと定義しています。これらのリスクの特徴は、わずかな転換点が間接的に結合して大規模な不具合を発生させ、1つの損失が他の連鎖を引き起こし、システムが以前の平衡状態に戻るのを妨げることです。

### 自然関連リスク及び機会の評価 – LEAPアプローチ

TNFDは、組織が自然関連リスク管理にどのようにアプローチできるかについて、LEAPと呼ばれる統合評価アプローチを開発しました。これには、以下の4つのフェーズが含まれます（このフェーズの前に、組織の優先順位にかかる最初のスコープがあります）。

- **Locate（発見）**：自然との接点を見つける
- **Evaluate（診断）**：依存関係及び影響を評価する
- **Assess（評価）**：リスク及び機会を評価する
- **Prepare（準備）**：対応及び報告の準備をする

4つのフェーズの後に、さらに「レビュー及び繰り返し」のステップが含まれます。

## 見解

欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) E2汚染、E3水と海洋資源、E4生物多様性と生態系、E5資源利用と循環型経済はLEAPアプローチを参照し、これらの基準のマテリアリティ評価は、LEAPアプローチの最初の3フェーズに沿って実施することができるとされています。

## 財務的影響

自然関連リスク及び機会は、以下の変化を通じて組織に財務的影響を与えます。

- 収益、費用及び設備投資
- 資本へのアクセス及びコスト(信用リスクや保険料への影響などを通じて)
- 貸借対照表上の資産及び負債の帳簿価額

これらの変化は、信用、営業上、市場、流動性、負債、評判及び戦略的リスクに正または負の影響を及ぼす可能性があります。

## 要求される開示

### 概要

TNFD要求開示は、以下の目的で設計されています。

- 重要性に対するさまざまなアプローチを可能にするなど、地域、セクター、法域にわたる幅広い組織の企業報告ニーズに対応する
- 取締役会および経営者レベルでの戦略及びリスク管理を支援するためのより良い情報の提供を支援し、最終的には企業による資本配分及び資産評価の決定を改善する
- 金融機関による投資、信用、保険の引き受けに関する情報に基づく意思決定を促進する
- 自然への依存関係及び影響に関する洞察に基づいて、自然関連リスク及び機会の集中をより強力に理解できるようにする

### 開示の概念上の基礎

TNFD提言の中核には、密接に関連する4つの原則があります。

- ISSB基準及びそのグローバルサステナビリティ報告ベースライン、及び昆明モントリオール世界生物多様性枠組のグローバルな政策目的及び目標の両方に沿って、時間の経過とともに情報開示の有望の幅及び深さを高めるための支援
- 開示の根拠となる重要性
- 重要性に対する異なるアプローチの認識
- 自然関連の課題の特定及び評価における包括性

### 全般要求事項

TNFD提言には、フレームワークを使用して作成された開示に適用される6つの全般要求事項が含まれています。

#### 重要性の適用

組織は、自然に関連する依存関係、影響、リスク及び機会に関する重要な情報を開示すべきです。組織は、定義された主要な利用者が、自然関連開示の意図された主要な利用者と一致している基準及び枠組みを参照して、報告において行われたすべての自然関連開示に対して同じ重要性アプローチを適用すべきです。

## 見解

提言で言及されている利用者は、資本提供者、規制当局、先住民、地域社会、その他の利害関係者であり、プロジェクトによって直接的または間接的に影響を受ける個人またはグループ、およびプロジェクトに関心を持つ可能性のある人、及び/またはプロジェクトの結果に正または負の影響を与える可能性のある人として定義されています。

組織は、法域の規制で定められた重要性に対するアプローチを使用しなければなりません。

このようなガイダンスがない場合、TNFDは組織に対して以下のことを要求しています。

- リスク管理及び、自然への依存及び影響が組織の将来のリスク及び機会をどのように生み出すかに焦点を当て、ISSB及びTCFDと統合的に、資本提供者の重要な情報ニーズを満たすベースラインとして統合的な情報を提供すること
- 必要な場合、または選択する場合には、より広範な重要性アプローチに沿って利害関係者の重要な情報のニーズを満たすために一貫した情報を提供し、ISSBグローバル・サステナビリティ・レポート・ベースラインベース及びGRIのインパクトマテリアリティアプローチの両方に基づいて報告すること

一般目的財務報告書の主要な利用者やその他の利害関係者にとっての明確性及び透明性を確保するために、組織は、採用した重要性アプローチを明確に記載すべきです。

#### 開示の範囲

組織は、以下を含む自然関連開示の範囲を記載すべきです。

- 組織の直接の営業活動、上流及び下流のバリューチェーンにおける活動及び資産の範囲。金融機関の場合、下流のバリューチェーンの分析には、融資、与信、投資関連及び保険関連の活動及び資産を含めるべき。
- 何を評価し、その結果として何を開示すべきかの範囲を決定する際に従ったプロセス
- 直接の営業活動または上流及び下流のバリューチェーンの一部が、評価及び結果的な開示から除外されたかどうか及びその理由
- 開示されたTNFDフレームワークの要素
- この範囲の拡大が将来の報告書のために計画されているかどうか (組織が地球生物多様性枠組みの目標15に沿った物質的リスク、依存関係及び影響の開示を目指しているかどうかを含む)。また、そうである場合には提案された将来の開示。

#### 見解

ISSB及びESRSの基準には企業のバリューチェーンの考慮も含まれており、「バリューチェーン」という用語の定義が一致しています。

TNFD提言は、IFRS S1号サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項からバリューチェーンの定義を引用しています。同提言は、バリューチェーンとは、報告企業のビジネスモデル及びその企業が活動する外部環境に関連するあらゆる相互作用、資源及び関係であると定義しています。

バリューチェーンとは、企業が製品及びサービスを生み出すために使用し、依存している相互作用、資源、関係を包含します。これには、人材などの企業の業務における相互作用、資源、関係が含まれ、材料及びサービスの調達、製品及びサービスの販売や配送など、供給、マーケティング、流通チャネルに沿ったものです。また、企業が活動する資金調達、地理的、地政学的及び規制上の環境が含まれます。

#### 自然関連の課題の所在

組織の自然との接点の地理的位置の検討は、自然への依存及び影響が特定の生態系で発生することを認識しつつ、自然関連の課題の評価に不可欠であるべきです。場合によっては、自然関連の課題は、例えば、回遊性の種や汚染物質の拡散の場合のように、自然及び影響の要因の両方が移動可能であるため、複数の生態系及び場所をカバーします。組織のリスク (急性の物理的リスクなど) 及び機会も、主に特定の地理的な場所で発生し、場所によって異なります。例えば、取水に関するリスクは、各場所における水ストレスの程度によって異なる可能性があります。

自然関連の課題の地域固有の特性は、報告書作成者が、一般目的財務報告書の主要な利用者及びその他の利害関係者が、評価された依存関係、影響、リスク及び機会間の関係を理解できるような方法で重要な情報を提供することが重要である理由を強調しています。

#### その他のサステナビリティ関連開示との統合

自然関連の開示は、可能な限り他のビジネスやサステナビリティ関連の開示と統合され、統合された全体像、特に気候及び自然関連の開示の統合を報告書利用者に提供すべきです。

組織は、気候及び自然に関する行動及び目標との間の整合性、貢献、及び可能なトレードオフが明確に識別されるようにすべきです。組織は、気候関連の開示に既に含まれている自然関連の課題に関する情報を、自然関連の開示に結びつける必要があります。



### 考慮された時間軸

組織は、組織の資産またはインフラストラクチャの耐用年数、および自然関連のリスク及び機会が中長期的に顕在化することが多いという事実を考慮して、関連する短期、中期及び長期の時間軸において考慮されるものを記述すべきです。

### 先住民族、地域社会、影響を受ける利害関係者との関わり

世界の残りの生物多様性の80%を管理している先住民族は、地球の生態系に関する伝統的な知識を通じて、組織の自然関連の課題の特定、査定、評価及び管理に貴重なインプットを提供することができます。TNFDは、自然の損失を食い止め、回復させる上での独自に重要な役割を確認し、先住民族、地域社会及び影響を受ける利害関係者の有意義な関与に関する追加的なガイダンスを提供しています。

特に提言は、組織が自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会の評価及び管理に関する人権政策及び関与活動を記述すべきであることを明記しています。これは、先住民族、地域社会及び影響を受ける利害関係者を優先して、すべての関連する利害関係者を対象とすべきです。これには、自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会の評価及び管理に従事する先住民、地域社会及び影響を受ける利害関係者の記載、それらがどのように特定されたか、並びにこの記載に従事する者と合意されていることの確認が含まれます。

### 推奨される開示

	ガバナンス—組織が自然関連の課題を監視及び管理するために使用するガバナンスのプロセス、コントロール、及び手順	戦略—組織が自然関連の課題を管理するために使用するアプローチ	リスク及び影響管理—組織が自然関連の課題を特定、評価、優先順位付け、監視するために使用するプロセス	指標及び目標—組織が設定した、または法律や規制によって達成が義務付けられている目標の進捗を含む、自然関連の課題に関する組織のパフォーマンス
<b>目的</b>	自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会に関する組織のガバナンスを開示する	自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会が、組織のビジネスモデル、戦略及び財務計画に及ぼす影響を開示する(そのような情報が重要な場合)	自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会を特定し、評価し、優先順位を付け、監視するために組織が使用するプロセスを記述する	物理的な自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会を評価及び管理するために使用される指標と目標を開示する
<b>開示推奨事項</b>	<p>A. 自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会に関する取締役会の監視について説明する</p> <p>B. 自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会の評価及び管理における経営者の役割について説明する</p> <p>C. 自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会の評価及びそれに対する組織の対応において、先住民族、地域社会、影響を受ける者及びその他の利害関係者に関する組織の人権方針及</p>	<p>A. 組織が短期、中期、長期にわたって特定した自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会を説明する</p> <p>B. 組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略、財務計画、及び実行中の移行計画及び分析だけでなく、自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会が組織のビジネスモデル、バリューチェーン、戦略及び財務計画に与えた影響について説明する</p> <p>C. さまざまなシナリオを考慮して、自然関連のリスク及び機会に</p>	<p>A.</p> <p>(i) 直接の営業活動における自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会を特定し、評価し、優先順位をつけるための組織のプロセスを説明する</p> <p>(ii) 上流及び下流のバリューチェーンにおける自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会を特定し、評価し、優先順位を付けるための組織のプロセスについて説明する</p> <p>B. 自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会を管理するための組織のプロセスを説明する</p> <p>C. 自然関連のリスクを特定し、評価し、優先順位付け及び</p>	<p>A. 組織が戦略及びリスク管理プロセスに沿って、物理的な自然関連リスク及び機会を評価及び管理するために使用する指標を開示する</p> <p>B. 自然への依存関係及び影響を評価し、管理するために組織が使用する指標を開示する</p> <p>C. 自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会を管理するために組織が使用する指標と目標、及びこれらに対するパフォーマンスを説明する</p>

び関与活動並びに 取締役会及び経営 者による監督につい て説明する	対する組織の戦略の レジリエンスを説明す る  D. 優先地域の規準 を満たす、組織の 直接の営業活動、 及び可能な場合に は上流及び下流の バリューチェーンに おける資産及び/ または活動の場所 を開示する	監視するためのプロ セスが、組織の全体 的なリスク管理プロ セスにどのように統 合され、情報を提供 するかを説明する
--	--	---

TNFDは、不確実性が複雑に絡み合う中で、シナリオ分析は組織が戦略のレジリエンスを開発し、テストするのに役立つ重要なツールだと考えています。これにより、組織は、自然損失及び気候変動がもたらす可能性のある影響、政府、市場及び社会が対応する方法、及びこれらの不確実性がビジネス戦略や財務計画に及ぼす影響を調査することができます。TNFDは、[非金融企業向けのシナリオ分析にかかるTCFDガイダンス](#)を含む、TCFDのシナリオ資料を基に、シナリオ分析における気候及び自然統合的な考慮と及び統合的な開示を可能とする[シナリオ分析ガイダンス](#)を開発しました。

気候関連及び自然関連の報告提言の間のアプローチの一貫性を促進するために、すべてのTCFD要求開示の意図はTNFDによって維持されています。

## 見解

TNFDの開示要求事項は、ISSBがIFRS S1号 サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項の中核的な内容を説明するために使用した文言を活用しています。(TNFDはIFRS S1号の「リスク管理」の内容に影響管理を追加しています。)

## 指針と指標

報告書利用者のための一貫性のある、比較可能な、意思決定に有用な情報の採用及び提供を支援するために、TNFDは、評価と開示を支援するための一連の要求される指針及び指標を開発しました。

提言では、指針は、パフォーマンスを測定するための簡単で信頼できる手段を提供する、定量的または定性的な要因または変数として定義されています。指針は、1つまたは複数の指標で測定できます。指標は、測定のシステムまたは標準として定義されます。すべての指標分類に関連する一連の指針を作成するには、各分類の指標が関連する指針に対応している必要があります。

提言は、以下のタイプの指標及び指針を識別します。

### 評価指標

評価指標は、LEAPアプローチのように、自然関連の課題を特定して評価するために統合された内部プロセスで使用される指標です。これらの指標の開示は必須ではありません。

### 開示指標\*

開示指標は、評価指標の一部分です。これらは、セクターまたは業界内の組織間の比較可能性を確保し、利害関係者に組織の本質に関連する問題に関する洞察を提供します。以下のものがあります。

- 以下を含む、コンプライアンスまたは説明ベースで開示が提供されるべきコア指標:
  - コアグローバル指標
  - コアセクター指標 (これらは現在開発中です。[セクター開示指標に関するディスカッション・ペーパー](#)をご参照ください。)
- 開示が推奨されるが必須ではない追加のグローバル指標

提言には、詳細なコア (付属書1) 及び追加的な (付属書2) グローバル開示指標を示す2つの付属書が含まれており、以下の自然変化の要因によってグループ化されています。

- 気候変動
- 土地/淡水/海洋利用の変化
- 汚染/汚染除去
- 資源使用/補充
- 特定外来生物等

付属書2には生態系サービスに関する指標も含まれています。



## 追加ガイダンス

TNFDは、組織が自然関連の依存関係、影響、リスク及び機会を特定し、評価し、管理し、開示することを支援するために、一連の追加的な自発的ガイダンスを作成しました。以下のとおりです。

- [TNFD要求事項の導入を開始する](#)
- [すべてのセクターの自然関連の課題の特定及び評価 \(LEAPアプローチ\)](#)
- [金融機関に特化した及びバイオームに特化したLEAPアプローチの1つの側面](#)
- [自然科学に基づく目標に関する企業向けガイダンス](#)
- [シナリオ分析 \(組織がワークショップベースのシナリオ演習を実施するのに役立ついくつかのテンプレートと参考資料を添付\)](#)
- [先住民族、地域社会、影響を受ける利害関係者の関与](#)

## 次のステップ

COP15で合意された世界生物多様性枠組みは、TNFDを参照しています。世界生物多様性枠組みの目標15は、ビジネス、社会及び自然が調和して存在することを確保するために、企業が生物多様性に対するリスク、依存関係及び影響を監視し、評価し、透明性をもって開示することを求めています。

TNFDは、市場の経験及び基礎となる科学の進化、データ及び分析を容易にする新しい技術に基づいて、フレームワークを進化させ続ける必要があることを認識しています。

本稿執筆時点で、TNFDはバリューチェーンへの提案されたアプローチ (コメント期限は2023年11月30日まで) 及びセクター開示指標 (コメント期限は2024年2月29日まで) に関するディスカッション・ペーパーへのフィードバックを求めています。

提言に記載されている次のステップは以下のとおりです。

- セクター及びバイオーム指標を含む、さらなるTNFDセクター及びバイオームガイダンスの策定及び最終決定
- 例えば、ISSBの作業を支援することにより、標準化団体及びその他の者が、枠組み及び標準の一層の整合に向けて積極的に取り組むことを奨励し、及び可能にすること。
- パートナー組織と協力して研修教材を開発し、市場参加者及びその他の利害関係者に配布する
- TNFD提言を適用する人々からのピアラーニング及びフィードバックを可能にするためのTNFD実践共同体の招集及び支援
- 自然関連の公共グローバルデータ施設の設計及び立ち上げの推進

## 詳細情報

TNFDの要求事項についてご質問がある場合は、Deloitteの通常連絡先にお問い合わせいただくか、このiGAAP in Focusに記載されている連絡先にお問い合わせください。

デロイト会計リサーチツール (DART) は、会計及び財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。[iGAAP on DART](#)では、全般IFRS基準へアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- [デロイト公式の最新のiGAAPマニュアル](#)。IFRS基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- [IFRS基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表](#)

さらに、iGAAPの[サステナビリティ報告書](#)は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会及びガバナンスの事項を踏まえて、企業が考慮しなければならない開示要求及び推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

iGAAP on DARTのサブスクリプションを申しこむには、[こちら](#)をクリックして申請プロセスを開始し、iGAAPパッケージを選択します。サブスクリプションパッケージの価格を含む、iGAAP on DARTの詳細については[こちら](#)をクリックしてください。

1 TNFD提言では、バイオームは地球規模のゾーンとして定義されており、一般的には、ツンドラ、サンゴ礁、サバンナなどの平均降雨量と気温のパターンに応じて支援する植物の種類によって定義されています。

## 主要連絡先

### グローバルIFRS及びコーポレート・レポーティングリーダー

Veronica Poole

[ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk](mailto:ifrsglobalofficeuk@deloitte.co.uk)

### IFRSセンターオブエクセレンス

Americas		
Argentina	Fernando Lattuca	<a href="mailto:arifrscoe@deloitte.com">arifrscoe@deloitte.com</a>
Canada	Karen Higgins	<a href="mailto:ifrsca@deloitte.ca">ifrsca@deloitte.ca</a>
Mexico	Kevin Nishimura	<a href="mailto:mx_ifrs_coe@deloittemx.com">mx_ifrs_coe@deloittemx.com</a>
United States	Magnus Orrell	<a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>
	Ignacio Perez	<a href="mailto:iasplus-us@deloitte.com">iasplus-us@deloitte.com</a>
Asia-Pacific		
	Shinya Iwasaki	<a href="mailto:ifrs-ap@deloitte.com">ifrs-ap@deloitte.com</a>
Australia	Anna Crawford	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.au">ifrs@deloitte.com.au</a>
China	Gordon Lee	<a href="mailto:ifrs@deloitte.com.cn">ifrs@deloitte.com.cn</a>
Japan	Kazuaki Furuuchi	<a href="mailto:ifrs@tohmatu.co.jp">ifrs@tohmatu.co.jp</a>
Singapore	Lin Leng Soh	<a href="mailto:ifrs-sg@deloitte.com">ifrs-sg@deloitte.com</a>
Europe-Africa		
Belgium	Thomas Carlier	<a href="mailto:ifrs-belgium@deloitte.com">ifrs-belgium@deloitte.com</a>
Denmark	Søren Nielsen	<a href="mailto:ifrs@deloitte.dk">ifrs@deloitte.dk</a>
France	Laurence Rivat	<a href="mailto:ifrs@deloitte.fr">ifrs@deloitte.fr</a>
Germany	Jens Berger	<a href="mailto:ifrs@deloitte.de">ifrs@deloitte.de</a>
Italy	Massimiliano Semprini	<a href="mailto:ifrs-it@deloitte.it">ifrs-it@deloitte.it</a>
Luxembourg	Martin Flaunet	<a href="mailto:ifrs@deloitte.lu">ifrs@deloitte.lu</a>
Netherlands	Ralph Ter Hoeven	<a href="mailto:ifrs@deloitte.nl">ifrs@deloitte.nl</a>
South Africa	Nita Ranchod	<a href="mailto:ifrs@deloitte.co.za">ifrs@deloitte.co.za</a>
Spain	José Luis Daroca	<a href="mailto:ifrs@deloitte.es">ifrs@deloitte.es</a>
Sweden	Fredrik Walmeus	<a href="mailto:seifrs@deloitte.se">seifrs@deloitte.se</a>
Switzerland	Nadine Kusche	<a href="mailto:ifrsdesk@deloitte.ch">ifrsdesk@deloitte.ch</a>
United Kingdom	Elizabeth Chrispin	<a href="mailto:deloitteifrs@deloitte.co.uk">deloitteifrs@deloitte.co.uk</a>

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約1万7千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（[www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約415,000名の人材の活動の詳細については、（[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。

Member of  
**Deloitte Touche Tohmatsu Limited**